

苫前町福祉有償運送運営協議会運営要領

平成23年 8月29日

運営協議会決定

(目的)

第1条 この要領は、苫前町福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成23年苫前町訓令第24号。以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、設置要綱第2条第3号に規定する自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項を定めることを目的とする。

(先決事項)

第2条 協議会は、設置要綱第2条第1号に規定する事項の協議を行う前提として、福祉有償運送の必要性を協議するものとする。

2 前項の福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、協議に当たっては、必要な資料を用い、適切に判断することとする。

(1) タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか、又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合

(2) 苫前町内に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの、移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合

3 前項の協議は、同項第1号及び第2号のそれぞれについて行うものとする。

(協議申請に必要な書類)

第3条 協議会は、設置要綱第2条第1号に規定する事項の協議に当たり、協議会への申請書の様式を次のとおり定めるものとする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の2の規定による登録（以下「新規登録」という。）の申請 新規登録協議申請書（別記様式第1号）

(2) 法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請 更新登録協議申請書（別記様式第2号）

(3) 法第79条の7第1項の規定による変更登録（以下「変更登録」という。）の申請 変更登録協議申請書（別記様式第3号）

2 前項各号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 福祉有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第143号。以下「処理方針」という。）に定める様式及び添付書類（運営協議会において協議が調っていることを証する書類を除く。）

(2) 申請書を提出する者（以下「申請者」という。）の定める運行規約（運行に係る方針等を明記したものをいう。以下同じ。）

(3) 運送の対価として収受する金額を記載した書面（前項の運行規約に記載がある場合を除く。）

(申請内容の確認)

第4条 協議会は、前条に規定する申請書及び添付書類の内容の確認に当たって、別表に定める確認項目点検表により、申請内容を確認する。

(判断基準等)

第5条 協議会は、設置要綱第2条第1号に規定する事項の協議に当たっては、法、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）処理方針、自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて（平成18年9月15日付け国自旅第144号）運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日付け国自旅第145

号)その他の関係通知を判断基準とするものとする。

2 協議会は、施行規則第49条第3号八又は二に該当する者を運送の対象とすることが適当であるか否かの判定を、事務局において、次の各号に定める書類等を確認することにより行うものとし、当該判定の結果について、報告を受けるものとする。

- (1) 介護保険被保険者証又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳
- (2) 他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難である旨記載された苫前町地域包括支援センターの保健師の確認書又は主事の医師の診断書
(登録後の報告等)

第6条 法第79条の3の登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録後において、法第79条の7第3項の規定による軽微な事項について旭川運輸支局に変更の届出をし、登録を受けたときは、遅滞なく、次の各号に定める書類をもって協議会に報告するものとする。

- (1) 登録事項変更届出報告書(別記様式第4号)
- (2) 旭川運輸支局に届け出た書類の写し(処理方針様式第1-4号及び様式第7号を除く。)
- (3) 施行規則第51条の13第4項により交付された登録証の写し

2 登録者は、登録後において、次の各号に定める事項について、それぞれ当該各号に定める期限までに、当該各号に定める様式により、協議会に報告するものとする。

- (1) 新規登録(更新登録及び変更登録を含む。) 登録後30日以内 別記様式第5号
- (2) 会員の現況 事業年度の開始後30日以内 別記様式第6号
- (3) 運行管理の現況 事業年度の開始後30日以内 別記様式第7号
- (4) 施行規則第51条の16第2項に規定する事故 発生後30日以内 別記様式第8号
- (5) 利用者からの苦情の処理状況 6か月分を取りまとめて翌月10日までに 別記様式第9号

3 登録者は、登録後において、運送の対価として収受する金額(有料道路通行料金、有料駐車場使用料金等の実費を除く。)を変更するに当たっては、協議会にあらかじめ協議を申請し、その合意を得なければならない。

4 前項の申請は、次に定める書類をもって行うものとする。

- (1) 運送対価変更協議申請書(別記様式第10号)
- (2) 申請者の定める運行規約
- (3) 運送の対価として収受する金額を記載した書面(前項の運行規約に記載がある場合を除く。)

5 協議会は、第3項の申請を受けた場合は、設置要綱第2条第1号に準じて協議を行うものとする。この場合において、設置要綱第6条第1項に基づき交付する文書は、同項にかかわらず、別記様式第11号によるものとする。

6 登録者は、登録後において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、法人格喪失(事業廃止)届(別記様式第12号)により、あらかじめ協議会に報告しなければならない。

- (1) 登録者が株式会社になる等により、施行規則第48条に定める法人の法人格を失うこととなる場合
- (2) 前号に掲げるほか、自家用有償旅客運送を廃止することとなる場合
(報告の処理及び合意の解除)

第7条 協議会は、前条第2項の報告を受けた場合には、登録者を含む関係者に周知するものとする。

2 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに是正するよう登録者に求めるも

のとする。

(1) 登録者が前条第1項又は第2項に違反した場合

(2) 登録者が合意の際の条件に違反した場合

3 協議会は、登録者が前項の求めに応じない場合には、求めに応じなければ合意を解除する旨を付言した上で、再度是正を求めるものとする。

4 協議会は、相当の期間を経過しても登録者が前項の求めに応じない場合には、協議を行った上で、合意を解除するものとする。

5 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議を行った上で、合意を解除するものとする。

(1) 登録者が前条第3項に違反した場合

(2) 登録者が前条第6項の報告をした場合

6 協議会は、前2項の規定に基づき合意を解除した場合には、登録者及び旭川運輸支局にその旨を通知するものとする。

(協議結果の報告)

第8条 事務局は、協議会開催後、議事録要旨を作成し、旭川運輸支局に提出するものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年8月29日から適用する。

2 処理方針の規定による様式のうち、旭川運輸支局から別に指示のあったものについては、当該指示によるものとする。